

平成〇〇年分贈与税の修正申告書(別表)

提出用

受贈者の氏名

Table with 7 rows for '修正前の課税額(第一表)'. Rows include: 財産の価額の合計額(課税価格), 控除対象財産, 基礎控除額, ④及び⑤の控除後の課税価格, ⑥に対する税額, 外国税額の控除額, 控引税額.

Table with 2 rows for '修正後の課税額(第二表)'. Rows include: 特定贈与等ことの課税価格の合計額, 特定贈与等ことの控引税額の合計額.

Table with 4 rows for '合計'. Rows include: 課税価格の合計額(①+②), 控引税額の合計額(⑦+⑧), 追加控除額, 申告期限までに納付すべき税額.

Table with 10 rows for '修正前の課税額(第一表の二)'. Rows include: 贈与者の氏名, 贈与者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名.

Table with 7 rows for '修正前の課税額(第二表)'. Rows include: 特定贈与等の氏名, 贈与の価額の合計額(課税価格), ④のうち 住宅取得等資金の課税, ④のうち 住宅取得等資金以外の課税, 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額, 住宅資金特別控除額の控除, 住宅資金特別控除額の控除.

Table with 10 rows for '修正申告によって異動した事項'. Rows include: 特定贈与等の氏名, 贈与の価額の合計額(課税価格), ④のうち 住宅取得等資金の課税, ④のうち 住宅取得等資金以外の課税, 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額, 住宅資金特別控除額の控除, 住宅資金特別控除額の控除, ④の控除後の課税価格, 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額, 特別控除額の控除, 特別控除額の控除, 特別控除額の控除, 前年以降に課税される特別控除額, ④の控除後の課税価格, ⑥に対する税額, 外国税額の控除額, 控引税額.

Table with 2 rows for '修正申告によって異動した事項'. Rows include: 異動した事項, 異動した事項.

Form for tax details including: 税務署受取簿, 届出番号, 名称, 住所, 年, 月, 日.

平成〇〇年分贈与税の修正申告書(別表)

提出用

受贈者の氏名

Table with 7 rows for '修正前の課税額(第一表)'. Rows include: 財産の価額の合計額(課税価格), 控除対象財産, 基礎控除額, ④及び⑤の控除後の課税価格, ⑥に対する税額, 外国税額の控除額, 控引税額.

Table with 2 rows for '修正後の課税額(第二表)'. Rows include: 特定贈与等ことの課税価格の合計額, 特定贈与等ことの控引税額の合計額.

Table with 4 rows for '合計'. Rows include: 課税価格の合計額(①+②), 控引税額の合計額(⑦+⑧), 追加控除額, 申告期限までに納付すべき税額.

Table with 10 rows for '修正前の課税額(第一表の二)'. Rows include: 贈与者の氏名, 贈与者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名, 受贈者の氏名.

Table with 7 rows for '修正前の課税額(第二表)'. Rows include: 特定贈与等の氏名, 贈与の価額の合計額(課税価格), ④のうち 住宅取得等資金の課税, ④のうち 住宅取得等資金以外の課税, 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額, 住宅資金特別控除額の控除, 住宅資金特別控除額の控除.

Table with 10 rows for '修正申告によって異動した事項'. Rows include: 特定贈与等の氏名, 贈与の価額の合計額(課税価格), ④のうち 住宅取得等資金の課税, ④のうち 住宅取得等資金以外の課税, 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額, 住宅資金特別控除額の控除, 住宅資金特別控除額の控除, ④の控除後の課税価格, 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額, 特別控除額の控除, 特別控除額の控除, 特別控除額の控除, 前年以降に課税される特別控除額, ④の控除後の課税価格, ⑥に対する税額, 外国税額の控除額, 控引税額.

Table with 2 rows for '修正申告によって異動した事項'. Rows include: 異動した事項, 異動した事項.

Form for tax details including: 税務署受取簿, 届出番号, 名称, 住所, 年, 月, 日.

第三表(平成20年分以降適用) 第三表(平成19年分以前適用) 申告書第一表(贈与税課税額)を修正申告書(別表)に転記して提出すること。修正申告書の提出期限は、申告書の提出期限である。

第三表(平成20年分以降適用) 第三表(平成19年分以前適用) 申告書第一表(贈与税課税額)を修正申告書(別表)に転記して提出すること。修正申告書の提出期限は、申告書の提出期限である。

控用

平成〇〇年分贈与税の修正申告書(別表)

受贈者の氏名

第二表 平成〇〇年分以下以降用

〇この用紙は採用せず、別紙に必要事項を記入してください。

Ⅰ 修正前の課税額(第一表)

贈与税の課税額(総額)	①
居住用財産等の特例(2000万円超)	②
基礎控除	③
②及び③の控除後の課税額(②+③)(1,000円未満切捨て)	④
④に対する税額	⑤
外国課税の控除額	⑥
控除額(⑤-⑥)	⑦

Ⅱ 相対控除計算額

特定贈与者ごとの控除額の合計額	⑧
特定受贈者ごとの控除額の合計額	⑨

Ⅲ 合計

課税額の合計額(①+②)	⑩
控除額の合計額(納付すべき額)(④+⑤)(100円未満切捨て)	⑪
基礎控除等の特例	⑫
居住用財産等の特例	⑬
基礎控除の特例	⑭
申告期限までに納付すべき額(⑪-⑫)	⑮

Ⅳ 修正前の非課税額(第一表の二)

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑯
受贈者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑰
⑱のうち非課税の適用を受ける金額		⑱
⑲のうち非課税の適用を受ける金額		⑲
贈与者の非課税の適用を受ける金額の合計額(⑲+⑲)(最高500万円)		⑳
⑳のうち課税額に算入される金額(㉑-㉒)		㉑
⑳のうち課税額に算入される金額(㉒-㉓)		㉒
課税に算入される非課税額(500万円-㉓)		㉓

Ⅴ 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名	
贈与税の課税額(総額)	⑳
⑳のうち 住宅取得等資金の額	㉔
⑳のうち 住宅取得等資金以外の額(㉕-㉖)	㉕
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	㉖
住宅資金特別控除額の控除(1,000万円-㉖)	㉗
住宅資金特別控除額(㉕の金額と㉗の金額のいずれか低い金額)	㉘
⑳の控除後の課税額(㉕-㉘)	㉙
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉚
特別控除額の控除(2,500万円-㉚)	㉛
特別控除額(㉙の金額と㉛の金額のいずれか低い金額)	㉜
毎年以降に算入される特別控除額(2,500万円-㉜)	㉝
⑳の控除後の課税額(㉙-㉜)	㉞
⑳の控除後の課税額(㉞-㉞)(1,000円未満切捨て)	㉟
⑳に対する税額(㉟×20%)	㊱
外国課税の控除額	㊲
控除額(㊱-㊲)	㊳

Ⅵ 修正申告によって異動した事項

贈与者の氏名	受贈者の氏名
--------	--------

控用

平成〇〇年分贈与税の修正申告書(別表)

受贈者の氏名

第二表 平成〇〇年分以下以降用

〇この用紙は採用せず、申告には必ず添付してください。

Ⅰ 修正前の課税額(第一表)

贈与税の課税額(総額)	①
居住用財産等の特例(2000万円超)	②
基礎控除	③
②及び③の控除後の課税額(②+③)(1,000円未満切捨て)	④
④に対する税額	⑤
外国課税の控除額	⑥
控除額(⑤-⑥)	⑦

Ⅱ 相対控除計算額

特定贈与者ごとの控除額の合計額	⑧
特定受贈者ごとの控除額の合計額	⑨

Ⅲ 合計

課税額の合計額(①+②)	⑩
控除額の合計額(納付すべき額)(④+⑤)(100円未満切捨て)	⑪
基礎控除等の特例	⑫
申告期限までに納付すべき額(⑪-⑫)	⑬

Ⅳ 修正前の課税額(第二表)

贈与者の氏名	
贈与税の課税額(総額)	⑭
⑭のうち 住宅取得等資金の額	⑮
⑭のうち 特別控除等の特例	⑯
⑭のうち 住宅取得等資金及び特別控除等の特例以外の額(⑮-⑰)	⑰
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑱
住宅資金特別控除額の控除(1,000万円-⑱)	⑲
住宅資金特別控除額(⑮の金額と⑲の金額のいずれか低い金額)	⑳
⑭の控除後の課税額(⑮+⑰-⑳)	㉑
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉒
特別控除額の控除(2,500万円-㉒)	㉓
特別控除額(㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉔
毎年以降に算入される特別控除額(2,500万円-㉔)	㉕
⑭の控除後の課税額(㉑-㉔)	㉖
⑭の控除後の課税額(㉖-㉖)(1,000円未満切捨て)	㉗
⑭に対する税額(㉗×20%)	㉘
外国課税の控除額	㉙
控除額(㉘-㉙)	㉚

Ⅴ 修正申告によって異動した事項

贈与者の氏名	受贈者の氏名
--------	--------

書きかた等

- 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「修正前の課税額（第一表）」、「修正前の相殺控額（第一表の二）」及び「修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額（申告書第一表、第一表の二又は第二表）に記入して、一緒に提出してください。  
 (注) 修正申告書（別表）の「修正前の課税額（第一表の二）」及び「修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第三表は、相続時精算課税の適用がある場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「修正前の課税額（第一表）」、「修正前の非課税額（第一表の二）」及び「修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。  
 (注) 住所取得控除金の非課税に係る前年者が3名以上いる場合は、別表（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特選納付者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「修正前の課税額（第一表）」欄及び「修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。  
 (2) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成〇〇年分の前年控除の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「修正」と記入してください。  
 (2) 「I 暦年課税分」、「II 相続時精算課税分」及び「III 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。  
 (3) 「課税総額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(四)第三表「平成 年分課税の修正申告書（別表）」の(四)」の欄には修正する年分の数字を記入してください。  
 (4) 「(五) 欄には、申告書第一表の「(四)」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「(四)」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。  
 (5) 「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(四)第三表「平成 年分課税の修正申告書（別表）」の(四)」の欄には修正する年分の数字を記入してください。  
 (6) 「(五) 欄には、申告書第一表の「(四)」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「(四)」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成〇〇年分前年控除の申告書（住所取得控除金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「修正」と記入してください。  
 (2) 「住所取得控除金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成〇〇年分前年控除の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「修正」と記入してください。  
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「(五)欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。  
 また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。  
 なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

新たに納付すべき本税の額	延滞税の割合	期間(日数)	延滞税の額
10,000円未満の額を切捨て	7.3% (注)	申告期限の翌日から完納の日まで	100円未満の額を切捨て
365			

- (注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を超過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30の日本銀行の定める基準割引率+1.5%」のいずれか低い割合
  - 修正申告書を提出した日の翌日から2月を超過した日以後…年「14.0%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
  - 延滞税の額が100円未満の場合には、納付する必要はありません。
  - 申告書を提出してから1年を超過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税額額におたずねください。

書きかた等

- 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「修正前の課税額（第一表）」欄及び「修正前の課税額（第二表）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表又は第二表に記入して、一緒に提出してください。  
 (注) 修正申告書（別表）の「修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税の適用がある場合に限り記入してください。
- この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「修正前の課税額（第一表）」及び「修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。  
 (注) 特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。この場合、「修正前の課税額（第一表）」欄及び「修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。  
 (2) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成〇〇年分の前年控除の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「修正」と記入してください。  
 (2) 「I 暦年課税分」、「II 相続時精算課税分」及び「III 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。  
 (3) 「課税総額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(四)第三表「平成 年分前年控除の修正申告書（別表）」の(四)」の欄には修正する年分の数字を記入してください。  
 (4) 「(五) 欄には、申告書第一表の「(四)」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「(四)」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。  
 (5) 「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(四)第三表「平成 年分前年控除の修正申告書（別表）」の(四)」の欄には修正する年分の数字を記入してください。  
 (6) 「(五) 欄には、申告書第一表の「(四)」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「(四)」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。  
 (1) 「平成〇〇年分前年控除の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「修正」と記入してください。  
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「(五)欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。  
 また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。  
 なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

新たに納付すべき本税の額	延滞税の割合	期間(日数)	延滞税の額
10,000円未満の額を切捨て	7.3% (注)	申告期限の翌日から完納の日まで	100円未満の額を切捨て
365			

- (注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を超過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30の日本銀行の定める基準割引率+1.5%」のいずれか低い割合
  - 修正申告書を提出した日の翌日から2月を超過した日以後…年「14.0%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
  - 延滞税の額が100円未満の場合には、納付する必要はありません。
  - 申告書を提出してから1年を超過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税額額におたずねください。

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成21年までに贈与を受けた財産について暦年課税による税額の計算に使用します。

(1) 平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

Table with 2 columns: 贈与者の氏名 (申付者との関係) and 申付した税額等. Includes a box for the amount paid.

(2) 課税価格に対する税額の計算

Table for tax calculation with 10 rows and 3 columns. Includes items like '課税される財産の価額の合計額' and 'この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額'.

(注) 「贈与税の速算表 (平成18年分以降適用)」は申告書第一表 (適用) の裏面に掲載しています。

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成16年分又は平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成20年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します。...

(1) 平成16年分又は平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

Table with 3 columns: 住宅取得資金等の贈与を受けた年分, 贈与者の氏名 (申付者との関係), 申付した税額等.

住宅取得資金等の贈与者が平成20年12月31日までにおいて、死亡している場合において、平成20年分の贈与税の額が相続税法第15条の規定により軽減された額に相当する額に納税された場合には、次のように計算してください。

(2) 課税価格に対する税額の計算

Table for tax calculation with 10 rows and 3 columns. Includes items like '課税される財産の価額の合計額' and 'この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額'.

(注) 「贈与税の速算表 (平成15年分以降適用)」は申告書第一表 (適用) の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

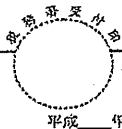
Table with 4 columns: 死亡した贈与者の氏名, 死亡時の住所, 死亡年月日, 死亡した贈与者に関する相続税の申告書の提出の有無.

(注) 上記任意事項(1)に該当する住宅取得資金等の贈与があるときは、平成20年分の贈与税の申告書にこの欄を記入し、その贈与者が死亡したこと等を記載して戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

この欄は、贈与税の申告書第一表に添付して提出してください。

改正後

相続時精算課税選択届出書



平成 年 月 日

財務局長 殿

受贈者	住所又は居所	〒	電話( - - )
	フリガナ		
	氏名	(大・昭 年 月 日)	
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注)1 相続時精算課税 70 条の3 (特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (4)の書類として特定贈与者の住民票の写しを提出する場合は、受贈者が65歳に達した時以後(相続時精算課税 70 条の3の適用を受ける場合に限ります。 )又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所が変更されたときは(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができます。)

作成税理士	電話番号
-------	------

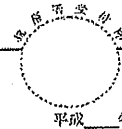
※ 相続時精算課税 届出番号	名 簿	預 録
----------------	-----	-----

※ 届出時には記入しないでください。(第5-42-A4様式) (平21.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要添付書類とともに入管審第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改正前

相続時精算課税選択届出書



平成 年 月 日

財務局長 殿

受贈者	住所又は居所	〒	電話( - - )
	フリガナ		
	氏名	(大・昭 年 月 日)	
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(3)のすべての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3)  特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 特定贈与者の氏名、生年月日
  - ② 特定贈与者の65歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができます。)

作成税理士	電話番号
-------	------

※ 相続時精算課税 届出番号	名 簿	預 録
----------------	-----	-----

(注) 届出時には記入しないでください。(第5-42-A4様式) (平20.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要添付書類とともに入管審第一表及び第二表と一緒に提出してください。

(平成21年分以降用)

(平成20年分以降用)

## 書きかた等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、課税附属に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

7 その他

(1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

## 書きかた等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

7 その他

(1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」もあわせて提出することとなります。

改正後

平成\_\_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

平成__年__月__日 後務署長 殿	住所又は 居所	〒	電話 ( - - )
	フリガナ		
受贈者	氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	印
	特定贈与者との関係		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19号等に規定する事項を添付して届出します。

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	〒	電話 ( - - )
フリガナ		
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)	印

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した相続人名及び提出に係る年分	____年 平成__年分
-----------------------	--------------

3 特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

森林施業計画の 認定年月日 (受贈番号)	所在場所	立木又は 土地等の別	面積	立木又は 土地等の高価	印
( )			ha		
( )					
( )					
合計		立木 土地等			

(注) 上欄に記入しきれないときは、追加の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

次の書類が必須となります。  
(各書類の添付がなされているか欄の□に○を印を記入してください。)

特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他添付となるべき事項を記載した書類

作成員 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 印刷番号 \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_ 郵便番号 \_\_\_\_\_ 郵便 \_\_\_\_\_

※印刷には記入しないでください。

(平成21年4月1日以降の贈与用)

改正前

平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書

平成__年__月__日 後務署長 殿	住所又は 居所	〒	電話 ( - - )
	フリガナ		
贈与者	氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	印
	特定贈与者との関係		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等は初年度受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第9条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19号等に規定する事項を添付して届出します。

1 特定贈与者に関する事項

住所	〒	電話 ( - - )
フリガナ		
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)	印

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した相続人名及び提出に係る年分	____年 平成__年分
-----------------------	--------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項 (特定受贈同族会社株式等の認定番号を記入してください。)

贈与 される 株式等 の種類	法人名	①1株(口)当りの 価額	受贈者の適用を受ける株式 (出資)の株数等	印 税 額 (円×④)
		円	株・口・円	円

※ 上記明細の記載は、平成\_\_年分特定受贈同族会社株式等の認定番号の取得状況を反映して行います。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

森林施業計画の 認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木 土地等の別	面積	立木又は 土地等の高価	印
( )			ha		
( )					
( )					
合計		立木 土地等			

(注) 上欄に記入しきれないときは、追加の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類

上記について届出する場合は次の(1)から(4)までの書類、上記4について届出する場合は次の(4)の書類が必要となります。 (各書類の添付がなされているか欄の□に○を印を記入してください。)

- (1)  特定受贈同族会社株式等の認定届出書
- (2)  特定受贈同族会社株式等に係る法人の専任(兼任)の職に力をもつるものに限り、その1/2以上、親等の親に当たる特定受贈同族会社株式等に係る法人の専任(兼任)の役員(取締役、監事、専任役員)の、そのすべての捺印(印)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が捺印する株式(出資)の簿(台帳)並びにその贈与を受ける事項を記載した書類(その贈与に係る事項を記載した書類)
- (3)  特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他添付となるべき事項を記載した書類

作成員 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 印刷番号 \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_ 郵便番号 \_\_\_\_\_ 郵便 \_\_\_\_\_

※ 印刷には記入しないでください。

書きかた等

書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。  
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成\_\_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与後の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。  
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式会社等 又は 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、孫子、孫孫）を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特定受贈同族会社株式会社等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式会社等に係る法人名、1棟（口）当たりの評価、評価の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。



平成\_\_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

5 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

6 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	㊦	㊦
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	㊦	㊦
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	㊦	㊦
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受贈者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

7 添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□ 上記①に記入した人の戸籍の謄本（抄）本など受贈者のすべての相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以降に作成されたものを提出してください。）

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成\_\_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

平成21年4月3日以降の贈与用

平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表  
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者の氏名

6 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	㊦	㊦
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	㊦	㊦
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	㊦	㊦
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受贈者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□ 上記①に記入した人の戸籍の謄本（抄）本など受贈者のすべての相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以降に作成されたものを提出してください。）

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」と一緒に提出してください。

平成18年分以降用

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「平成\_\_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の超過控除を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成\_\_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「平成\_\_年分 特定受贈回廊株式会社等に 係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈回廊株式会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈回廊株式会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、超過控除を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成\_\_年分 特定受贈回廊株式会社等に 係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名	
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定	
株式(出資)の時価総額が20億円未満(注)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合は、特例を適用することはできません。	
2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細	
出資の総額等 (別添1)	(注) 今回の贈与の時に係る発行済株式(出資) 株・円・口
出人名	(注) 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時価における時価
(注) 株式(出資)の時価総額 (注) × (注)	
3 株式等の状況	
氏名(名称) 特 定 受 贈 者	受贈者から今回の贈与の対価として取得した株式(出資)の種類
持分率	受贈者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数
取得年月	受贈者から今回の贈与による取得した株式(出資)の取得年月
A (別添2)	B 止・円・口
その他の株式(出資)	
株主権	(注) 100
そのうち特定期間等及び特定受贈者等の取得等であるものの割合(出資)割合 (注) 注	そのうち特定期間等及び特定受贈者等の取得等であるものの割合(出資)割合 (注) 注
イ 特定期間等が今回の贈与の際に贈与した受贈者の株式(出資)の割合に占める割合(注) (注) 注	ウ 特定期間等が今回の贈与の際に贈与した受贈者の株式(出資)の割合に占める割合(注) (注) 注
(a) 贈与を受けた年月	(注) F
(b) 贈与を受けた受贈者の氏名	(注) 株主権
(c) 贈与を受けた受贈者の住所	(注) × (注)
(d) 贈与を受けた受贈同族会社株式等の株数	(注) F
(e) 贈与を受けた受贈者の住所	(注) F
(f) (d)/(e)の割合	(注) F
受贈者の住所が今回の贈与の際に贈与した受贈者の住所と異なる場合は、特例を適用することはできません。	
3 特定受贈者(今回の贈与前に贈与を受けた特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。))別の明細	
出資の種類等 (別添3)	(注) 今回の贈与の際における発行済株式(出資) 株・円・口
出人名	(注) 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時価における時価
(注) 株式(出資)の時価総額 (注) × (注)	
4 特定受贈者が今回の贈与の贈与の直前に有していた特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。))別の明細	
出資の種類等 (別添4)	(注) 今回の贈与の際における発行済株式(出資) 株・円・口
出人名	(注) 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時価における時価
(注) 株式(出資)の時価総額 (注) × (注)	

受贈者の氏名	
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定	
株式(出資)の時価総額が20億円未満(注)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合は、特例を適用することはできません。	
2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細	
出資の種類等 (別添1)	(注) 今回の贈与の際における発行済株式(出資) 株・円・口
出人名	(注) 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時価における時価
(注) 株式(出資)の時価総額 (注) × (注)	
3 株式等の状況	
氏名(名称) 特 定 受 贈 者	受贈者から今回の贈与の対価として取得した株式(出資)の種類
持分率	受贈者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数
取得年月	受贈者から今回の贈与による取得した株式(出資)の取得年月
A (別添2)	B 止・円・口
その他の株式(出資)	
株主権	(注) 100
そのうち特定期間等及び特定受贈者等の取得等であるものの割合(出資)割合 (注) 注	そのうち特定期間等及び特定受贈者等の取得等であるものの割合(出資)割合 (注) 注
イ 特定期間等が今回の贈与の際に贈与した受贈者の株式(出資)の割合に占める割合(注) (注) 注	ウ 特定期間等が今回の贈与の際に贈与した受贈者の株式(出資)の割合に占める割合(注) (注) 注
(a) 贈与を受けた年月	(注) F
(b) 贈与を受けた受贈者の氏名	(注) 株主権
(c) 贈与を受けた受贈者の住所	(注) × (注)
(d) 贈与を受けた受贈同族会社株式等の株数	(注) F
(e) 贈与を受けた受贈者の住所	(注) F
(f) (d)/(e)の割合	(注) F
受贈者の住所が今回の贈与の際に贈与した受贈者の住所と異なる場合は、特例を適用することはできません。	
3 特定受贈者(今回の贈与前に贈与を受けた特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。))別の明細	
出資の種類等 (別添3)	(注) 今回の贈与の際における発行済株式(出資) 株・円・口
出人名	(注) 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時価における時価
(注) 株式(出資)の時価総額 (注) × (注)	
4 特定受贈者が今回の贈与の贈与の直前に有していた特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。))別の明細	
出資の種類等 (別添4)	(注) 今回の贈与の際における発行済株式(出資) 株・円・口
出人名	(注) 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時価における時価
(注) 株式(出資)の時価総額 (注) × (注)	

平成21年3月31日以前の贈与

○この判定は、平成21年3月31日以前の日付の贈与に適用されます。

改正後 平成21年3月31日以前の贈与

平成20年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

使用目的等

- この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。
- この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。
- 用語の意義
  - 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び「イ」欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と親族特別措置法施行令第40条の2の2第8項により適用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。
  - 「ロ」及び「ハ」欄の「中心となる関係人株主グループ」とは、受贈者（A）並びにその受贈者（A）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の親族をいいます。
- 記載に当たっての留意事項
  - 「①、②、③及び④」欄の記載等には、譲渡権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。
  - 「⑤、⑥、⑦及び⑧」欄の記載等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。
  - 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心となる関係人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
  - A欄には、受贈者の氏名を記入します。
  - 「イ 特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄には、特定受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限りません。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）
  - 「ロ、③及び④」欄は、今回の贈与の時に当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。
  - 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時に、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の（ロ）において同じです。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の（ロ）において同じです。）を有している法人（特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。
  - 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時に、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。
  - 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

使用目的等

- この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。
- この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。
- 用語の意義
  - 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び「イ」欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と親族特別措置法施行令第40条の2の2第8項により適用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。
  - 「ロ」及び「ハ」欄の「中心となる関係人株主グループ」とは、受贈者（A）並びにその受贈者（A）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の親族をいいます。
- 記載に当たっての留意事項
  - 「①、②、③及び④」欄の記載等には、譲渡権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。
  - 「⑤、⑥、⑦及び⑧」欄の記載等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。
  - 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心となる関係人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
  - A欄には、受贈者の氏名を記入します。
  - 「イ 特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄には、特定受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限りません。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）
  - 「ロ、③及び④」欄は、今回の贈与の時に当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。
  - 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時に、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の（ロ）において同じです。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の（ロ）において同じです。）を有している法人（特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。
  - 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時に、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。
  - 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

改正後

□□□□-□□□□

平成 年分贈与税 通知書 (通知用) 及び加算税の課税決定通知書

住所

氏名

第 号

平成 年 月 日

役務部長

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の課税決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき' (To be paid), '納付すべき額' (Amount to be paid), '納付すべき額に増減する額' (Change in amount to be paid), and '納付すべき額' (Amount to be paid). Includes a note about the recipient's status.

○課税標準等及び課税額の計算明細

Table showing tax calculation details for '贈与税' (Gift Tax) and '加算税' (Additional Tax). Columns include '課税標準' (Taxable Standard), '税率' (Rate), and '税額' (Tax Amount).

○加算税の額の計算明細

Table showing the calculation of the additional tax amount. Columns include '課税標準' (Taxable Standard), '税率' (Rate), and '税額' (Tax Amount).

○この通知に係る追加の理由

Table with columns for '納付すべき額' (Amount to be paid), '課税標準' (Taxable Standard), and '税率' (Rate). Includes a note about the recipient's status.

1) 税のうち ( ) 収入 (課 5-23-1-1-A 4 統一)

改正前

□□□□-□□□□

平成 年分贈与税 通知書 (通知用) 及び加算税の課税決定通知書

住所

氏名

第 号

平成 年 月 日

役務部長

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の課税決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき' (To be paid), '納付すべき額' (Amount to be paid), '納付すべき額に増減する額' (Change in amount to be paid), and '納付すべき額' (Amount to be paid). Includes a note about the recipient's status.

○課税標準等及び課税額の計算明細

Table showing tax calculation details for '贈与税' (Gift Tax) and '加算税' (Additional Tax). Columns include '課税標準' (Taxable Standard), '税率' (Rate), and '税額' (Tax Amount).

○加算税の額の計算明細

Table showing the calculation of the additional tax amount. Columns include '課税標準' (Taxable Standard), '税率' (Rate), and '税額' (Tax Amount).

○この通知に係る追加の理由

Table with columns for '納付すべき額' (Amount to be paid), '課税標準' (Taxable Standard), and '税率' (Rate). Includes a note about the recipient's status.

1) 税のうち ( ) 収入 (課 5-23-1-1-A 4 統一)

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人... 贈の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額
(基礎となる税額) (相続分)
[ ] 円 × [ ] / [ ] = [ ] 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「①差引税額の合計額(納付すべき税額(㉗+㉘))」の「増減(△)差額」欄の額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額
上記1のAの税額の内訳
イ 申告加算税に対応する本税の額 [ ] 円
ロ 重加算税に対応する本税の額 [ ] 円
ハ 上記以外の本税の額 [ ] 円

(1) 申告加算税
(基礎となる税額) (加算税の割合)
[ ] 0,000円 × [ ] / 100 = [ ] 円
(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第 条第2項適用分))
[ ] 0,000円 × [ ] 5/100 = [ ] 円
申告加算税の額(B+C) [ ] 円

(2) 重加算税
(基礎となる税額) (加算税の割合)
[ ] 0,000円 × [ ] / 100 = [ ] 円
(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額
(基礎となる税額) (相続分)
[ ] 円 × [ ] / [ ] = [ ] 円
(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「②申告期限までに納付すべき税額(㉗-㉘)」の「増減(△)差額」欄の額です。

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人... 贈の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額
(基礎となる税額) (相続分)
[ ] 円 × [ ] / [ ] = [ ] 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「①差引税額の合計額(納付すべき税額(㉗+㉘))」の「増減(△)差額」欄の額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額
上記1のAの税額の内訳
イ 申告加算税に対応する本税の額 [ ] 円
ロ 重加算税に対応する本税の額 [ ] 円
ハ 上記以外の本税の額 [ ] 円

(1) 申告加算税
(基礎となる税額) (加算税の割合)
[ ] 0,000円 × [ ] / 100 = [ ] 円
(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第 条第2項適用分))
[ ] 0,000円 × [ ] 5/100 = [ ] 円
申告加算税の額(B+C) [ ] 円

(2) 重加算税
(基礎となる税額) (加算税の割合)
[ ] 0,000円 × [ ] / 100 = [ ] 円
(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額
(基礎となる税額) (相続分)
[ ] 円 × [ ] / [ ] = [ ] 円
(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「②申告期限までに納付すべき税額(㉗-㉘)」の「増減(△)差額」欄の額です。

平成 年分給与税 通知書  
及び加算税の課税決定通知書 (通知用)  
【住宅取得等資金の非課税部分に係る明細】

氏名 \_\_\_\_\_ 様

この表は、住宅取得等資金の非課税部分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の他戻又は留保の金額は、「平成 年分給与税 通知書及び非課税の経路決定通  
知書」第一次の「○課税標準等及び留保等の計算明細」の「1 労年課税分」欄、又は「平成 年分給与税  
通知書及び非課税の経路決定通知書」第二次の「○課税標準等及び留保等の計算明細」欄の記載内容に記入されてい  
ます。  
なお、⑤戻又は⑥留保の金額が「0」の場合は、第一式又は第二式の繰上控除に記入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(△)金額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
年分のうちにおいて非課税の適用を受けた住宅取得等資金の合計額 (最高500万円) ③			
住宅取得等資金の非課税の適用額 ( 500 万円 ) ④			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑥			
区別別の非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤+⑥) (最高500万円又は④の金額のうち低い金額) ⑦			
①のうち課税価格に記入される金額 ( ① ) ⑧			
②のうち課税価格に記入される金額 ( ② ) ⑨			
年分の住宅取得等資金の贈与に係る課税される非課税額 (500万円-⑦-⑧) ⑩			

(新規)

改正後

平成 年分給与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔相続時精算課税分に係る明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 歳

この表は、「平成 年分給与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「(C)課税標準等及び控除等の計算明細」の「II 相続時精算課税分」欄の各項目を各ごとの計算資料です。

○課税標準等及び控除等の計算明細

区 分	特定期年々の氏名		増減(△)控除
	前年度	当年度	
財産の価額の合計額(課税価格) ①			
①のうち 住宅取得等資金の額 ②			
①のうち 住宅取得等資金以外の額 ③			
③のうち 申告した額等 特定期年々の申告において控除した額等 特別控除額の合計額(最高1,000万円) ④			
住宅資金特別控除額の控除 (1,000万円 - ④) ⑤			
住宅資金特別控除額 (④の金額と⑤の金額のいずれか低い金額) 毎年以降に繰り越される住宅資金特別控除額 (1,000万円 - ④ - ⑤) ⑥			
⑥の控除後の課税価格 ⑦			
③のうち申告において控除した特別控除額 の合計額(最高2,500万円) ⑧			
特別控除額の控除(2,500万円 - ⑧) ⑨			
特別控除額 (⑧の金額と⑨の金額のいずれか低い金額) 毎年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - ⑧ - ⑨) ⑩			
⑩の控除後の課税価格(⑦ - ⑩) ⑪			
⑪に対する租額(⑪ × 20%) ⑫			
外国税額の控除額 ⑬			
控除税額(⑫ - ⑬) ⑭			

改正前

平成 年分給与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔相続時精算課税分に係る明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 歳

この表は、「平成 年分給与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「(C)課税標準等及び控除等の計算明細」の「II 相続時精算課税分」欄の各項目を各ごとの計算資料です。

○課税標準等及び控除等の計算明細

区 分	特定期年々の氏名		増減(△)控除
	前年度	当年度	
財産の価額の合計額(課税価格) ①			
①のうち 住宅取得等資金の額 ②			
①のうち 特定期年々の申告した額等 住宅取得等資金以外の額 ③			
③のうち 申告した額等 特定期年々の申告において控除した額等 特別控除額の合計額(最高1,000万円) ④			
住宅資金特別控除額の控除 (1,000万円 - ④) ⑤			
住宅資金特別控除額 (④の金額と⑤の金額のいずれか低い金額) 毎年以降に繰り越される住宅資金特別控除額 (1,000万円 - ④ - ⑤) ⑥			
⑥の控除後の課税価格 ⑦			
③のうち申告において控除した特別控除額 の合計額(最高2,500万円) ⑧			
特別控除額の控除(2,500万円 - ⑧) ⑨			
特別控除額 (⑧の金額と⑨の金額のいずれか低い金額) 毎年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - ⑧ - ⑨) ⑩			
⑩の控除後の課税価格(⑦ - ⑩) ⑪			
⑪に対する租額(⑪ × 20%) ⑫			
外国税額の控除額 ⑬			
控除税額(⑫ - ⑬) ⑭			



## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第 37 条第 4 項又は同法第 37 条の 5 第 2 項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

(1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項又は同法第37条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の認定を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の認定を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

保証者	住所	氏名	電話番号
保証者 税理士	住所 住居	氏名	電話番号

支払る債権者	債権又は債権の種類	氏名又は名称
債権の種類	債権又は債権の種類	氏名又は名称
債権の内容	債権を借付した年月日	借付債権の種類
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務の種類
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額

短期・長期の区分	短期	長期	短期・長期
貸借の附保地番			
貸借の種類			
貸借の利用状況	貸借(口)	貸借(口)	貸借(口)
住所又は所存地			
貸借先	氏名又は名称		
借付した年月日	年月日	年月日	年月日
返済期限を取付した時期	年月日	年月日	年月日
返済金額の総額	円	円	円

求償権の行使不能額 (その後の金額)	円	円	円
所得金額 (申告所得金額×100%)	円	円	円
山林所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
雑所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
合計 (①+②+③+④)	円	円	円
山林所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
雑所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
合計 (⑤+⑥+⑦)	円	円	円

1 所得金額の計算に当たっては、申告所得金額(100%)を基礎とし、山林所得金額(10%)と雑所得金額(10%)を算入して計算する。  
2 山林所得金額(10%)の計算に当たっては、申告所得金額(100%)を基礎とし、山林所得金額(10%)と雑所得金額(10%)を算入して計算する。  
3 雑所得金額(10%)の計算に当たっては、申告所得金額(100%)を基礎とし、山林所得金額(10%)と雑所得金額(10%)を算入して計算する。

保証者	住所	氏名	電話番号
保証者 税理士	住所 住居	氏名	電話番号

支払る債権者	債権又は債権の種類	氏名又は名称
債権の種類	債権又は債権の種類	氏名又は名称
債権の内容	債権を借付した年月日	借付債権の種類
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務の種類
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額

短期・長期の区分	短期	長期	短期・長期
貸借の附保地番			
貸借の種類			
貸借の利用状況	貸借(口)	貸借(口)	貸借(口)
住所又は所存地			
貸借先	氏名又は名称		
借付した年月日	年月日	年月日	年月日
返済期限を取付した時期	年月日	年月日	年月日
返済金額の総額	円	円	円

求償権の行使不能額 (その後の金額)	円	円	円
所得金額 (申告所得金額×100%)	円	円	円
山林所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
雑所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
合計 (①+②+③+④)	円	円	円
山林所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
雑所得金額 (申告所得金額×10%)	円	円	円
合計 (⑤+⑥+⑦)	円	円	円

1 所得金額の計算に当たっては、申告所得金額(100%)を基礎とし、山林所得金額(10%)と雑所得金額(10%)を算入して計算する。  
2 山林所得金額(10%)の計算に当たっては、申告所得金額(100%)を基礎とし、山林所得金額(10%)と雑所得金額(10%)を算入して計算する。  
3 雑所得金額(10%)の計算に当たっては、申告所得金額(100%)を基礎とし、山林所得金額(10%)と雑所得金額(10%)を算入して計算する。